

サービス提供事業者変更に伴う規約改定のお知らせ

2022年7月1日をもって「ドコモ光向けインターネット接続サービス利用規約」を以下のとおり改訂いたします。
 会員のみなさまには、ご一読のうえ、今後ご利用頂きますようお願い申し上げます。

「ドコモ光向けインターネット接続サービス利用規約」の改定内容

旧	新
ドコモ光向けインターネット接続サービス利用規約	plala（ドコモ光）利用規約
<p>第1条 規約の適用</p> <p>1. 株式会社 NTT ぷらら(以下、当社といいます)は、株式会社 NTT ドコモ(以下、NTT ドコモといいます)が「IP 通信網サービス契約約款」(以下、ドコモ光約款といいます)に基づき提供する IP 通信網サービス(以下、ドコモ光といいます)で利用できる「ドコモ光向けインターネット接続サービス」(以下、本サービスといいます)を提供するために「ドコモ光向けインターネット接続サービス利用規約」(以下、本規約といいます)を定めます。</p> <p>2. 本規約は「ぷらら会員規約」の一部を構成するものであり、本サービスの契約者は「ぷらら会員規約」を承諾したものとします。</p> <p>3. 当社が実施する本サービスに対する施策が設定される場合は、その定めによります。</p>	<p>第1条 規約の適用</p> <p>1.株式会社 NTT ドコモ（以下、当社といいます）は、「IP通信網サービス契約約款」に基づき提供する IP 通信網サービス（以下、ドコモ光といいます）のプロバイダセットプラン「タイプ A（plala）」のプロバイダサービス「plala（ドコモ光）」(以下、本サービスといいます)を提供するために、「plala（ドコモ光）利用規約」(以下、本規約といいます)を定めます。</p> <p>2.本規約は「ぷらら会員規約」の一部を構成するものであり、本サービスの契約者は「ぷらら会員規約」を承諾したものとします。</p>
<p>第3条 サービスの種類</p> <p>1. 本サービスはベストエフォート型のサービスです。</p> <p>2. 本サービスは通信速度に対応した下記プランを提供いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ドコモ光向けインターネット接続サービス(1 ギガ)」 ・「ドコモ光向けインターネット接続サービス(10 ギガ)」 	<p>第3条 サービスの概要</p> <p>1.本サービスはベストエフォート型のインターネット接続サービスです。機能の概要は別に定める提供条件書の通りとします。</p> <p>2.本サービスは通信速度種別に対応した下記プランを提供いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 「plala（ドコモ光 1 ギガ）」 (2) 「plala（ドコモ光 10 ギガ）」

<p>第 4 条 契約申込み</p> <p>1. 本サービスは、ドコモ光に限り提供いたします。当社が認めるドコモ光以外からの接続を禁じます。本サービスの申し込みの際し、契約者本人(契約者が法人である場合も含みます)である公的な証明となる書類(当社が許諾した場合は、書類の写しも可)の提出を求める場合があります。</p> <p>2. 本サービスの契約申込みについて、当社の承諾を以って契約締結とします。</p>	<p>第 4 条 契約の成立</p> <p>1.本サービスの申込みを以って、本規約に同意いただいたものとみなします。当社の承諾を以って契約の成立とします。</p>
<p>第 5 条 サービス停止または解除情報の通知</p> <p>1. 本サービス契約が停止または解除に至った場合、当社は NTT ドコモに対し、ドコモ光の対象プラン変更のための情報を通知します。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第 6 条 利用料金</p> <p>1. 本サービスのサービス料金は NTT ドコモに債権譲渡し、ドコモ光のご利用料金として NTT ドコモより請求いたします。当社は、譲渡債権を行うために必要な範囲でユーザー情報を NTT ドコモに提供することとし、会員はこれを承諾するものとします。ドコモ光のご利用料金の詳細は NTT ドコモがドコモ光約款に定める通りとします。</p> <p>2. 本サービスに付随して会員が当社の有料オプションをご利用の場合、利用料金の取扱い等については別途当社が定めるものとします。</p>	<p>第 5 条 利用料金</p> <p>1.当社の IP 通信網サービス契約約款に定める料金をご負担いただきます。</p> <p>2.本サービスに付随して会員が当社の「ぶらら会員規約」に基づき提供する有料オプションサービスをご利用の場合、各規約に定める料金をご負担いただきます。</p>
<p>第 7 条 責任の制限</p> <p>1. 当社が本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して 24 時間以上その状態が連続したときに限り、本条第 2 項に示す算定方法により、会員の賠償請求に対し、当該損害を賠償します。</p>	<p>第 6 条 責任の制限</p> <p>1. 当社が本サービスを提供すべき場合において、会員の責に帰すべからざる事由により、会員が本サービスを全く利用できない状態が 24 時間以上継続して生じた場合、会員は、IP 通信網サービス契約約款の定めに従い、本サービスを全く利用できなかった時間(24 の倍数に限ります)に対する合算料金の支払いを日割り計算にて免れるものとします。なお、当該支払いを要しない期間の合算料金について、既に会員が支払いを完了していた場合には、IP 通信網サービス契約約款の定めに従い、これを返還するものとします。</p>

<p>2. 本条第 1 項に示す場合において、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後の、その状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、本サービスの月額基本料金の 30 分の 1 に、当該日数を乗じた額（円未満切り捨てとします。以下「賠償額」といいます。）を限度として、会員に現実に発生した損害の賠償請求に対し、当該損害を賠償します。</p> <p>3. 当社の故意又は重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、前 2 項の規定は適用しません。</p>	<p>2. 当社は、本サービスを利用できなかったことに起因する会員の損害について、本項の規定を超えて賠償する義務を負わないものとし、会員はこれを予め承諾するものとします。ただし、当社の故意又は重大な過失により本サービスを提供しなかったときは、その限りではありません。</p>
<p>【別記 1:ドコモ光向けインターネット接続サービス(1 ギガ)仕様書】</p>	<p>(削除)</p>
<p>【別記 2:ドコモ光向けインターネット接続サービス(10 ギガ)仕様書】</p>	<p>(削除)</p>